

岩手県告示第717号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨宮古市長から次のとおり通知があった。

平成24年10月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 宮古市崎山第3地割及び第6地割地内並びに崎嶽ヶ崎第13地割及び第16地割地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成24年9月27日から平成25年3月25日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量）